

議第49号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用させる」を「利用させる」に改める。

別表第2 2備考以外の部分中

3,310
6,730

を

3,370
6,860

に改

める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利用 単位	単位 期間	利 用 料 金	
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ
岡 崎 公 園	野 球 場	1 面		円	円
				3,450	2,090
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
一 乗 寺 公 園	野 球 場			2,720	1,670
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670
朱 雀 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670
東 野 公 園	野 球 場			2,720	1,670
勸 修 寺 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,720	1,670
	テ ニ ス コ ー ト	2,090	1,670		

殿田公園	野球場兼運動場				2,720	1,670
吉祥院公園	野球場				3,450	2,090
	球技場		全面		5,430	3,340
				半面		2,710
			ミニコート1面		1,520	1,010
上鳥羽公園	野球場				2,720	1,670
桂川緑地久我橋東詰公園	第1球技場			1時間	2,720	830
	第2球技場				2,200	730
	第3球技場				1,780	520
	運動場兼ソフトボール場				2,720	830
	テニスコート				940	730
西院公園	テニスコート				2,090	1,670
牛ヶ瀬公園	野球場		1面		2,720	1,670
小畑川中央公園	野球場兼運動場				2,720	1,670
	テニスコート				2,090	1,670
三栖公園	野球場				2,720	1,670
	テニスコート				2,090	1,670
下鳥羽公園	球技場				3,660	2,610
伏見公園	野球場兼運動場				2,720	1,670
伏見桃山城運動公園	野球場				3,450	2,090
	野球場兼運動場	野球又はソフトボールのために利用する場合		半面	2,720	1,670
		その他の場合		1面		
付 属 設 備			別に定める。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為及び有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料及び利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。